

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第33部として次のように加える。

品	第33部 注	追 射 名	補 規 格	(29) 単 位	薬 価 円
	(へ)				
		ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL		50単位5mL1筒	147
		「ニプロ」			
		ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL		100単位10mL1筒	147
		「ニプロ」			
		ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL		500単位5mL1筒	169

	「ニプロ」			
	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10mL	1,000単位10mL 1筒		182
	「ニプロ」			
㊦	ヘパリンナトリウム注1万単位/10mL「ニプロ」	10,000単位10mL 1瓶		428
㊦	ヘパリンナトリウム注5万単位/50mL「ニプロ」	50,000単位50mL 1瓶		1,687
	外 用	薬		
	品 名	規 格	単 位	薬 価
				円
	(れ)			
	レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」	0.5% 1 mL		84.60